

新潟市スポーツ推進計画

と

第3次「スポ柳都にいがた」プラン（素案）に対する 市民意見募集結果について

新潟市スポーツ推進計画 第3次「スポ柳都にいがた」プラン（素案）について、貴重なご意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。

いただいたご意見に対する市の考え方をまとめましたので、結果を公表します。

なお、ご意見の一部については、趣旨を損なわない範囲で要約し掲載させていただきましたので、ご了承ください。

■意見募集期間

令和4年10月19日（水曜）～11月17日（木曜）

■結果公表日

令和4年12月15日（木曜）

■広報手段

- ・市報にいがた、市ホームページに掲載
- ・市政情報室、スポーツ振興課（担当課）、各区役所、各出張所、中央図書館（ほんぽーと）にて資料の閲覧・配布

■ご意見の提出状況、素案の修正

- ・意見提出者数：3名（提出方法：郵送1、電子メール1、窓口へ持参1）
- ・意見数：9件
- ・素案の修正：1件

■結果公表場所

募集の結果は市ホームページのほか、次の場所で閲覧できます。

（閉庁日、休館日は除きます）

- ・市政情報室（市役所本館1階）
- ・スポーツ振興課（市役所ふるまち庁舎5階）
- ・各区役所（資料の設置場所は各区地域課・地域総務課へお問い合わせください）
- ・各出張所
- ・中央図書館（ほんぽーと）

■問い合わせ先

新潟市 文化スポーツ部 スポーツ振興課（市役所ふるまち庁舎5階）

〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地（古町ルフル5階）

電話：025-226-2591 FAX：025-226-0017

E-mail：sports@city.niigata.lg.jp

**新潟市スポーツ推進計画
第3次「スポ柳都にいがた」プラン（素案）に対する
パブリックコメントに寄せられたご意見及び市の考え方**

No.	該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方	修正
1	P23	<p>(1) 誰もが参加できるスポーツの機会創出の「子どもから高齢者、障がい者までが～」の記載について</p> <p>「障がい者」にも子どもから高齢者がいる。P25④では、「本市は、全ての市民が互いに人格と個性を尊重しあいながら、」とあり、その観点からは、ここの説明で「障がい者」を一塊の扱いにしてライフステージが考慮されないのはおかしい。(同様の記載はP29にも)</p> <p>⇒「障がいの有無にかかわらず子どもから高齢者までが～」の記述にした方が、インクルーシブであり人格と個性が尊重される表現と考える。</p>	<p>いただいたご意見をふまえ、P23の(1)誰もが参加できるスポーツの機会創出の説明文中、「子どもから高齢者まで障がいの有無にかかわらず、誰もが生涯にわたって」へと表記を修正します。</p> <p>あわせて、P29の⑥医科学など関連分野との連携の説明文中、「子どもから高齢者まで障がいの有無にかかわらず、あらゆる年代、対象が」へと表記を修正します。</p>	有
2	P23	<p>①子どものスポーツ推進について</p> <p>ここにおいては、障がい児への対応は考慮されているのだろうか。(まさか、P25④の中に落とし込んでいるとは思えない。)本市では、インクルーシブ教育が進んできていることもあり、障がいのある子どもも地域や学校で健常児同様にスポーツ活動を早い段階から経験させていくことが、発育や地域共生の観点からとても重要だ。(普通学級における体育授業の支援も含まれる。)そのためには、合理的配慮のノウハウ共有や介助員派遣、機材整備等のバックアップが望まれる。</p>	<p>No.1 でのご意見を踏まえ、基本方針 1-(1)の説明文を「子どもから高齢者まで障がいの有無にかかわらず、誰もが生涯にわたって」へと修正させていただいたことから、①子どものスポーツ推進については、心身の状況に応じた子どもへの対応も含んだものとして考えており、表記としては、原文のとおりとします。</p>	無

		⇒説明文中や施策の方向において、障がい児への対応に関する言及・記述が必要と考える。		
3	P25	④障がい者スポーツの推進の施策の方向について ⇒「◆関係団体と連携した運動・スポーツ機会の促進」を「◆関係団体と連携した運動・スポーツ機会の促進と支援（援助）」に修正。	関係団体と連携した運動・スポーツ機会を促進して行く中に、支援も手段の一つとして含むものとして考えています。	無
4	P25	④障がい者スポーツの推進の施策の方向について 障がいのある方の生きる楽しみを促進させる為、健常者との共同作業、スポーツであるタンDEM自転車活用は有効です。 ⇒「◆タンDEM自転車スポーツ大会による、正常者と障がい者の交流の場づくり」を追加。	施策の方向については、各施策の体系を示したものですので、ご意見については、具体的な取り組みを検討していく中で、今後の参考とさせていただきます。	無
5	P25	⑤スポーツイベント・教室の充実開催について イベントは、スポーツ参加の起爆剤となるので敷居を低くし、間口を広げる努力が肝要である。そのための意識付けをここでも盛り込む必要がある。 ⇒説明文の最後を、「スポーツへの興味・関心を高め、障がいの有無にかかわらず子どもから高齢者までスポーツ参画人口を増やすよう取り組みます。」の記述にした方が、思いが伝わる。	個別の施策説明の中で表記をするよりも、No.1 でのご意見を踏まえ、より広い観点である基本方針 1-(1)の中に記載させていただきました。ご趣旨については反映させていただいておりますので、表記については、原文のとおりとします。	無

6	P28	<p>③スポーツ施設の整備・改修、施設利用環境の充実について</p> <p>「市民の誰もが気軽にスポーツを楽しむことができます」とあるが、一部の施設（市陸上競技場、市体育館など）では、車いす利用者が利用しにくいところもある。</p> <p>⇒バリアフリーやユニバーサルデザインの観点から、障がいの有無に関係なく子どもから高齢者まで誰もが利用しやすい施設整備が望まれており、その点についても言及・記述すべきではないか。</p>	<p>「市民の誰もが」は、障がいの有無にかかわらず子どもから高齢者までの誰もがという意であり、ご意見にある、バリアフリーやユニバーサルデザインの観点も含んでいますので、表記については、原文のとおりとします。</p> <p>今後、スポーツ施設の整備等に当たっては、いただいたご意見を踏まえ、誰もが利用しやすい施設であるよう努めていきます。</p>	無
7	全体	<p>「障がい者スポーツ」の表記について</p> <p>東京2020大会を契機に、国内では従来から使われてきた「障がい者スポーツ」は「パラスポーツ」へと取って代わる傾向にある。「パラスポーツ」は、障がいのある人のために考えられたスポーツや、障がいの有無に関わらず取り組めるスポーツについて広く表す言葉とされ、よりユニバーサルな意味合いが感じられる。将来的にこの従来型表現は、消退を辿るものと思われるが、本プランが向こう8年間にわたるものとする今、パラスポーツという表記の採用についても検討すべきタイミングではないかと考える。なお、本プランにおいて「障がい者へのスポーツ施策」という意味の表記されている箇所は、そう記述すべきである。</p> <p>⇒例えば、本プランにおいて「障がい者スポーツ（パラスポーツ）」のように両者併記とし、9年後からは「パラスポーツ」単独表記への移行を可能とするかたちはどうか。</p>	<p>国の第3期スポーツ基本計画（令和4年度～令和8年度）においても、障がい者スポーツと表記していることから、本計画においても国の計画に合わせ、表記を統一しました。</p>	無

8	全体	<p>ボッチャを入れてください。</p> <p>障がい者スポーツではあるが、障がい者・健常者・お年寄りや小学生も楽しめる競技なので、全市民もできると思います。今、小学校、デイサービス、支援学校などでは、ボッチャをやっています。競技は、簡単で、審判員もボッチャ協会の審判員として新潟市民の方もおり、福祉大学の学生もボッチャ競技は分かると思います。新潟県の中では、新発田市・十日町・胎内市で、少しずつ広まっています。</p>	<p>ボッチャについては、ユニバーサルスポーツとして多くの方に利用してもらえるよう、市内の主なスポーツ施設への配備を進めるなど環境整備に努めています。ボッチャをはじめとするユニバーサルスポーツのさらなる普及・振興へと繋がるよう、ご意見については今後、具体的な取り組みを検討していきます。</p>	無
9	全体	<p>本プランの情報発信について</p> <p>成果指標の目標値が軒並み引き上げられている。特に「週1日以上スポーツをする市民の割合」を70%にした以上、ソフト・ハードに渡りインクルーシブな視点からスポーツ参加を促す様々な仕掛け作りや本気度が市側に求められる。また、本プランの基本理念、方針、到達目標はこれまでよりもシンプルで分かりやすく、市民が共感・共有しやすいと思われる。</p> <p>⇒市報や関連媒体を通じて、市民にプランの全体像について絶えず情報発信をしていただきたい。</p>	<p>幅広い世代の方々に周知できるよう、従来の紙媒体に加え、ソーシャルメディアを活用するなど、様々な手段で情報発信に努めていきます。</p>	無